

1. 通学路等における交通安全の確保

<p>通学路における合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の通学路を対象に合同点検を実施し、全国で約7万2,000箇所の対策必要箇所を抽出（令和3年10月末時点）（文科省、国交省、警察庁） ・全国の自治体に対して「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について（依頼）」を發出（令和3年10月18日）（厚労省）
<p>子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合同点検で抽出した対策必要箇所について、実施担当別の対策必要箇所数（令和3年10月末時点）は、学校・教育委員会 約3万4,000箇所、道路管理者約3万7,000箇所、警察約1万6,000箇所であり、令和3年度補正予算（道路管理者：国費500億円、警察：国費6億円）等を活用し、可能なものから速やかに対策を実施（文科省、国交省、警察庁）
<p>「可搬式速度違反自動取締装置」の更なる整備の推進及び効果的な速度違反取締り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路等における速度規制の実効性確保のため、可搬式速度違反自動取締装置の整備を推進（令和3年度末までに新たに17台整備し、全国で116台となる予定）するとともに、同装置の積極的・効果的な活用による取締りについて都道府県警察に指示（令和3年11月30日）（警察庁）
<p>子供を始めとする歩行者の安全確保のための交通安全教育・指導取締り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者に対しては、横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通安全教育を実施（警察庁） ・運転者に対しては、歩行者等の保護意識の向上を図る交通安全教育を実施（警察庁） ・令和3年秋の全国交通安全運動期間中に通学路における全国一斉取締りを実施するなど、登下校時間帯に重点を置いた指導取締りを強化したほか、横断歩行者等妨害等に対する指導取締りの推進について都道府県警察に指示（令和3年11月30日）（警察庁） ・教職員や児童生徒の交通安全等に関する意識の向上を図り、児童生徒自身に、安全に身を守るための能力を身につけさせる安全教育の取組の推進（文科省）
<p>登下校時の子供の安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の見守り活動の充実を図るため、スクールガード等ボランティアの養成・資質向上に向けたスクールガード・リーダーへの活動支援など、見守り体制の一層の強化（文科省） ・千葉県八街市において、通学路の安全確保に関する調査研究を実施し、その効果や課題の検証を実施。（文科省）
<p>「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づく安全安心な歩行空間の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年中に実施した「未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」の結果を踏まえ、道路管理者において対策必要とされた約2万8,000箇所のうち約2万3,000箇所、警察において対策必要とされた約7,400箇所のうち約7,200箇所について対策を完了（令和3年3月末時点）（国交省、警察庁）

2. 飲酒運転の根絶

<p>安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保管場所証明業務との連携等による未選任事業所の把握や、ウェブサイト上での情報公開により安全運転管理者の選任の促進を図っているほか、安全運転管理者の業務として、運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を新たに義務付けるため、道路交通法施行規則の改正等を実施（令和4年4月より順次施行）（警察庁）
<p>飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年秋の全国交通安全運動の全国重点として「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」を掲げ、地域、職域等における「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という規範意識の確立に向けた広報啓発活動を推進（内閣府） ・飲酒運転の危険性等について積極的な広報啓発を行うとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育など効果的な取組を推進（警察庁）
<p>飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P D C A サイクルに基づく取締り管理、飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底等、飲酒運転等の根絶に向けて推進すべき事項について都道府県警察に通達（令和3年8月5日）（警察庁）
<p>運送事業用自動車での飲酒運転根絶に向けた取組強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運送事業者に対してアンケートを実施し、運送事業者独自の取組について情報収集。さらに、優良取組事例を抽出してヒアリングを行う等、詳細な調査を実施中。（国交省） ・運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルへのアルコール依存症の記載拡充に向けて作業中。（国交省）

通学路等における交通安全の確保 通学路における合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出状況（概要）

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷する交通事故が発生したことを受けて、全国の約1万9千校の小学校の通学路を対象として、教育委員会、学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施。

合同点検で抽出した対策必要箇所について、関係機関が連携して対策案を検討し、地域の実情に対応した効果的な対策を可能なものから速やかに実施。

令和3年10月末現在の合同点検実施状況について、点検中又は対策案の検討中である小学校を含め、約1万8千校（全体の約95%）から報告があったところ、対策必要箇所数の概数は次のとおり。

表：通学路における対策必要箇所の抽出状況（概数）

対策必要箇所数	約7万2,000箇所
学校・教育委員会による対策箇所	約3万4,000箇所
道路管理者による対策箇所	約3万7,000箇所
警察による対策箇所	約1万6,000箇所

1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
令和3年10月末時点で未報告の小学校及び点検中又は対策案の検討中である小学校は、遅くとも12月末までに対策必要箇所における対策案が作成される予定。

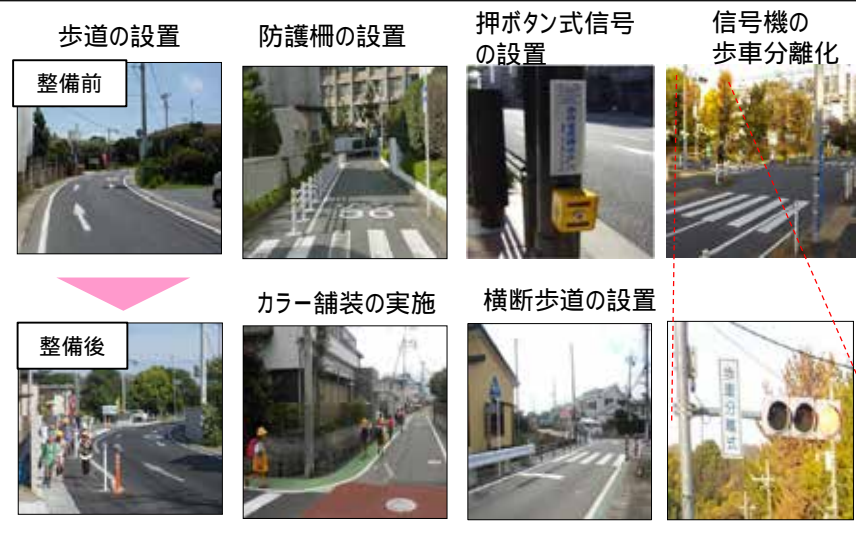
子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

- ・道路管理者による対策
(対策必要箇所数 約3万7,000箇所)
- ・警察による対策
(対策必要箇所数 約1万6,000箇所)

【令和3年度補正予算(国費)】

- ・(道路管理者による対策)
ガードレール等の防護柵などの交通安全施設等の整備、歩道の設置等 500億円
- ・(警察による対策)
押ボタン式信号の設置等の交通安全施設等の整備 6億円

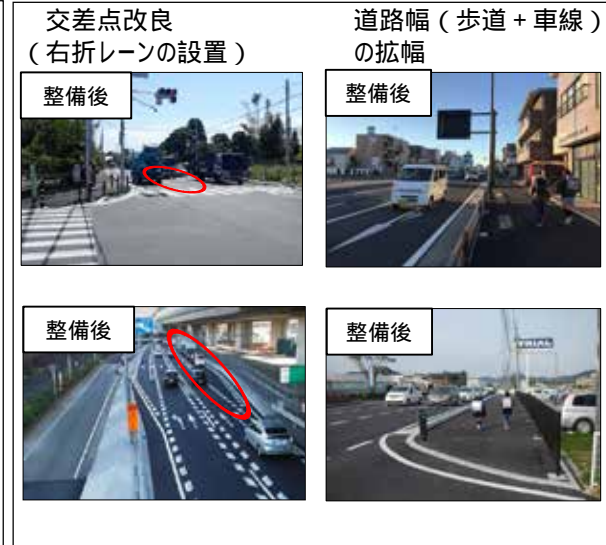
【安全・安心な歩行空間の整備】



【きめ細かな交通規制の実施】



【幹線道路と生活道路の機能分化】



【「ゾーン30プラス」による生活道路における交通安全対策】

生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」

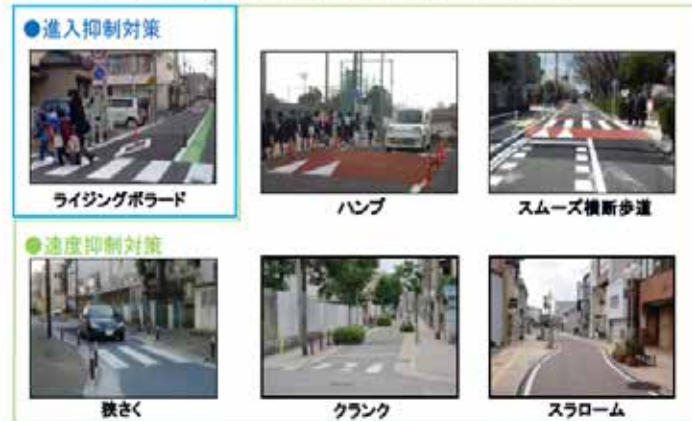
- 最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定
- 道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等の合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備



<警察による交通規制>



<道路管理者による物理的デバイスの設置>



「可搬式速度違反自動取締装置」の更なる整備の推進及び効果的な速度違反取締り

課題・必要性

効果的・合理的な取締りの推進

子供の通行の安全確保のためには、自動車の走行速度を低下させるための対策が急務

従来の速度取締装置では、**取締り場所の制約**、**相当数の警察官の動員の必要性**が課題



固定式速度違反自動取締装置

(事後捜査)

取締装置が大型
取締り場所が固定



定置式速度違反取締装置

(現場検挙)

相当数の警察官の動員が必要
違反車両を引き込む場所の確保が必要



大型装置の設置が困難な通学路・生活道路・ゾーン30等での取締りを可能とする機器の必要性
少数の警察官の配置で取締りを可能とする機器の必要性

可搬式速度違反自動取締装置の整備等



可搬式速度違反自動取締装置による取締り状況



【特長】

小型で持ち運びが可能
省スペースで使用可能
少人数での使用が可能

可搬式速度違反自動取締装置整備状況等の推移（全国）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
整備数(式) * 1	6	17	39	60	99	116
取締状況(件・枚) 2	—	—	1,493	5,069	11,568	11,515

1 各年度末の整備状況 令和3年度は年度末の予定数
2 各年中の取締状況 令和3年は6月末の数値

子供を始めとする歩行者の安全確保のための交通安全教育・指導取締り

交通安全教育

児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、**児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組の推進が必要**
地域間・学校間・教職員間の差を解消し、全ての学校で質の高い学校安全の取組を推進できる指導力の確保が必要

都道府県等における教職員等への研修の実施

小学校新1年生向けリーフレットの作成・配布

交通安全教室講習会

被害者・加害者にならないための交通安全教育
 交通安全教室での効果的な指導方法
 自転車・二輪車等通学手段に応じた指導方法 等

防犯、防災、交通安全に関する注意事項をクイズ形式で学べるリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を作成し、全国の新1年生全員に配布

教職員等の**安全対応能力の向上**

児童生徒等が安全に関する
 資質・能力を身に付ける

児童生徒等の障害や重度の
 負傷を伴う事故の減少

児童生徒等の死亡事故の
 発生件数の減少

指導取締り

秋の全国交通安全運動期間中の通学路における全国一斉取締りの実施

日時：令和3年9月30日

午前7時から午前9時及び午後3時から午後5時までの計4時間

場所：各都道府県警察が選定した重点的に交通指導取締りを行うべき通学路
 （いわゆる重点通学路）

結果：警察官約1万5,900人を動員し、約1万4,700件の交通違反を検挙。

横断歩行者等妨害等違反の指導取締り

都道府県警察に対し、歩行者が横断中の事故が多発している路線における歩行者被害事故の減少を目標とした指導取締りの推進を指示。

各都道府県警察において、歩行者事故の発生状況を分析の上、一斉取締りを実施するなど、歩行者保護に重点をおいた指導取締りを実施。

登下校時の交通安全教育



歩行シミュレータを活用した交通安全教育



SNS等を活用した交通安全教育



運転者への歩行者保護意識向上の啓発活動



登下校時の子供の安全確保

学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故等の発生も踏まえ、スクールガード・リーダーによる見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

スクールガード・リーダーの育成支援

スクールガード・リーダーの資質を備えた人材（警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等）に対する育成講習会の実施

スクールガード・リーダーに対する活動支援

スクールガード・リーダーによる指導、見守り活動に対する謝金、各学校を定期的に巡回するための旅費等の補助

学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの連絡会等の開催を支援、装備品の充実

スクールガード・リーダー育成講習会、スクールガード養成講習会の開催に係る経費を補助し、**見守りの人材確保と質の向上**



スクールガード（ボランティア）の養成・資質向上

通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯に対する知識、非常時の対応策等を身に付けさせるための養成講習会を実施

活動の参考となる資料を配布することによる見守りの質の向上

スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場構築など防犯活動への支援

子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料の補助

地域ぐるみで子供の安全を守る体制構築

地域のつなぎ役

スクールガード・リーダーがスクールガードに対して、**見守り活動・警備上のポイントや不審者対応等について指導・助言**

通学路の安全確保に関する調査研究

令和3年9月から、千葉県八街市において、通学路における児童生徒の安全を確保するための方策を検証する調査研究事業を実施

- ・交通安全教育の充実
- ・通学路の安全確保のための取組（見守り要員、警備員等の確保）
- ・本事業の効果等の調査分析（スクールバスの維持運営の課題、アンケートの実施）

安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化

< 取組の概要 >

各業界を所管する府省庁と連携し、安全運転管理者の選任義務を始めとした自動車の使用者の義務を周知
安全運転管理者等に対する講習の機会等を通じたアルコール検知器やドライブレコーダーの活用促進
安全運転管理者の未選任事業所の効果的・効率的な把握や選任の促進

- ・ 自動車保管場所証明業務との連携
 - 自動車保管場所証明情報の活用により未選任事業所を把握し、選任に向けた指導等を徹底
 - 自動車保管場所証明申請受理時の質問等を通じた未選任事業所の把握
- ・ 安全運転管理者の選任状況を都道府県警察のウェブサイト上で公開
(公開状況 公開済県(12月3日時点)、その他の都道府県も令和3年度中に公開予定)

道路交通法施行規則を改正(令和3年11月10日公布)し、安全運転管理者の業務として、運転者の運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を義務化

[道路交通法施行規則の改正の概要]

令和4年4月1日施行分

- ・ 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ・ 上記の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること

令和4年10月1日施行分

- ・ アルコール検知器を用いて上記の確認を行うこと
- ・ アルコール検知器を常時有効に保持すること

より多くの事業所において早期にアルコール検知器を用いた酒気帯びの確認が行われるよう、事業者に対し積極的な実施を促すことを都道府県警察へ通達。

飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

交通安全教育



飲酒疑似
Googleの活用



運転シミュレータ
の活用

広報啓発活動



飲酒運転根絶
決起大会



広報啓発用
チラシの配布

広報啓発用ポスター



関係機関・団体との連携

関係業界に対する取組の要請



コインパーキング
における啓発活動



コンビニエンス
ストアにおける啓発
活動

ハンドルキーパー運動



(一財)全日本交通安全協会等が推進している運動。自動車によりグループで酒類提供飲食店に来た時は、その飲食店の協力を得て、グループ内で酒を飲まず、他の者を自宅まで送り届ける者(ハンドルキーパー)を決め、飲酒運転を根絶しようとするもの。

飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（令和3年8月4日交通安全対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、「飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化等について（通達）」を都道府県警察に発出（令和3年8月5日）

通達概要

1 PDCAサイクルに基づく取締り管理

- P 違反や飲酒運転に起因する交通事故の発生状況分析
飲酒場所、車両の駐車場所、走行経路等の情報分析
有効な取締り時間・場所・方法を導き出して取締り方針を策定
- D 方針に従い、交通検問等による取締りを実施
- C 効果検証
- A 次の取締り方針へ反映

2 飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底

車両等の提供者、飲酒場所、同乗者等に対する徹底した捜査
車両、酒類の提供について徹底した捜査
要求、依頼しての同乗、教唆行為について確実な立件

飲酒運転検挙件数の推移

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和2年 9月末	令和3年 9月末
酒 酔 い		559	566	559	495	495	360	363
酒気帯び		25,864	26,629	26,043	24,939	21,963	16,199	13,652
周辺3罪	車両等提供	96	103	92	74	81	59	50
	酒類提供	51	32	45	40	55	38	33
	同乗	694	640	774	732	693	473	454

飲酒運転対策取組状況

千葉県 飲酒運転取締り強化プロジェクトチーム

取組内容

令和3年10月から年末までの3か月間、県内各署からの派遣要請に対応するほか、飲酒運転に起因する交通事故の発生場所、検挙場所等の分析を基によう撃捜査を実施し、取締りを強化。



体制

交通部内各課から編成された10人、車両4台

取締り状況（10月中）

飲酒運転 39件 県全体検挙件数の約4割を占める。

滋賀県

県下一斉昼間飲酒運転取締り

取組内容

令和3年9月24日、県下各警察署において、飲酒運転に起因する交通事故の発生状況の分析結果等に基づき取締り場所を選定し、検問等により飲酒運転等の一斉取締りを実施。



体制

機動警察隊、交通機動隊、県下12警察署266人、車両137台

取締り状況

過積載重量制限超過違反、携帯電話使用等違反等 150件を検挙

今後の取組

引き続き、PDCAサイクルに基づく取締り管理を推進するとともに、アルコール検知器等の飲酒取締りに活用される機材の整備を図り、効果的な飲酒運転取締りを実施していく。

運送事業用自動車での飲酒運転根絶に向けた取組強化

運送事業者による更なる飲酒運転対策の促進

運送事業者に対して**アンケートを実施**し、運送事業者独自の取組について情報収集。さらに、**優良取組事例を抽出**してヒアリングを行う等、**詳細な調査**を実施中。

【詳細調査中の優良取組事例の例】

専門医受診等による依存症の確認



独自マニュアルの作成・活用



家族への協力依頼文書の発出



テキストやビデオを活用した安全教育



運送事業用自動車の飲酒傾向の強い運転者への対策

アルコール依存症に関する有識者の専門的知見や他分野における教育資料について情報収集。運送事業者がアルコール依存症に関して理解を深め、飲酒傾向の強い運転者に対して適切な指導・監督が実施できるよう、実施マニュアルに**アルコール依存症関係の記載を拡充**予定。

【追記を検討している情報の例】

- ・ アルコール依存症の概要や検査方法等の基礎知識
- ・ アルコール依存症の治療法等の医学的知見
- ・ 飲酒傾向の強い者に対する対応方法の例

